

女性活躍推進法に基づく



社会福祉法人 若竹会

一般事業主行動計画



法人は、職員が働きやすい職場環境の整備を行い、仕事と家庭の両立を図り継続就業できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年6月1日～令和8年3月31日まで

2. 内容

目標1：計画期間内における有給休暇取得日数を平均10日とする

〈取組内容〉

- 令和6年 6月～ 施設長会議等において管理職へ周知、啓発を行う。
- 令和6年 9月～ ミニ連休を含めた年間計画表などを作成し、年次有給休暇の取得状況を管理する体制を整える。
- 令和7年 1月～ 年次有給休暇の取得が少ない職員に対しては声掛けを行い、全体取得が少ない事業所に対しては、資料を配布する等啓発を行う。

目標2：男女問わず育児と仕事の両立を図れる環境であることを継続周知し、更なる利用の促進を図る為、女性職員の育児休業取得率90%以上、男性職員においては育児を目的とした休暇取得率を90%以上とする。

〈取組内容〉

- 令和6年 6月～ 施設長会議等での周知、啓発を行う
- 令和6年 10月～ 職員周知用の資料を改定し、両立支援に関する当法人の制度や休業期間中の保険料免除等に関する諸制度の周知をする
- 令和7年 4月～ 新規採用者に対して、採用者研修等で資料を配布し制度について周知する